

林道ができるまで

地域森林計画

中長期的な観点から北海道が樹立する「地域森林計画」において、林道整備に関する計画を記載します。



市町村森林整備事業計画

市町村は、地元からの要望等を踏まえ、「市町村森林整備事業計画」に林道整備に関する計画を記載して、事業実施についての申請を行います。



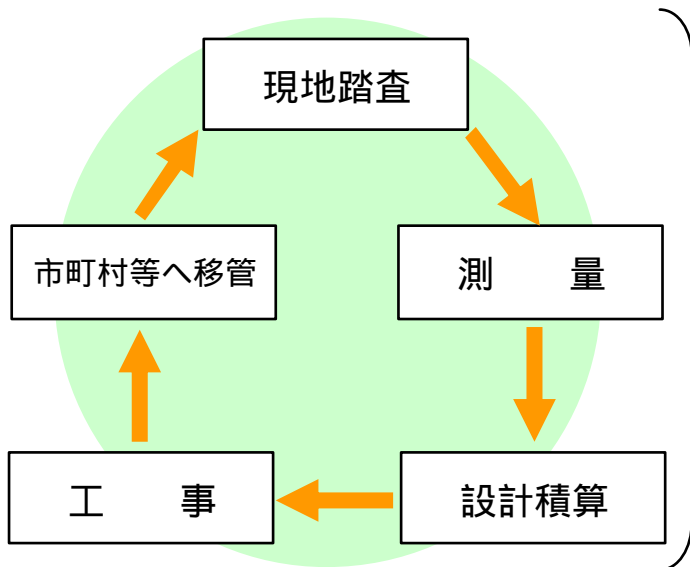
事業採択

採択要件の整理や費用対効果の分析を行い、国に事業採択の申請を行います。また、事業の実施前に事業評価を行います。



全体計画調査

工事開始前に、自然環境や路線計画について詳細な調査を行います。



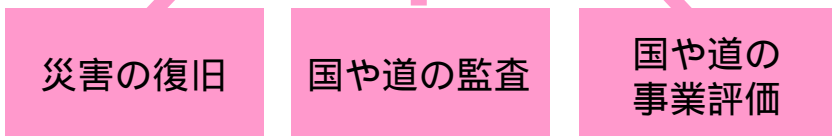
「地域森林計画」や「市町村森林整備事業計画」に基づき、コストの縮減や環境保全への配慮、間伐材などの積極的な活用を図りながら、毎年度工事を進めます。

工事が完成した部分から市町村などの管理者に移管します。



林道開通

開通後は、森林整備や地元住民の生活の基盤として活用されます。



他にも、災害で被災を受けた林道の復旧工事を行ったり、適切な事業の実施のために監査を受けたり、事業評価を行ったりします。